

セルフメディケーション税制の見直し

別添2

少子高齢化社会の中で限られる医療資源を有効活用し、国民の健康づくりを促進することが重要であり、国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーション（自主服薬）に取り組む環境を整備することが、医療費の適正化にも資する。この観点から以下のとおりセルフメディケーション税制の見直しを行う。

現行制度		改正後
適用期間	平成29年1月1日から <u>令和3年12月31日まで</u>	適用期限を、令和4年1月1日から <u>令和8年12月31日まで5年延長</u>
適用の要件	一定の健康診査等又は予防接種を受けていること等、健康の保持増進及び疾病の予防への取組（※）を行っていることが要件	（同左）
税制対象 医薬品	いわゆるスイッチOTC薬	<p>対象をより効果的なものに重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> スイッチOTC薬から、<u>効果の薄いものを対象外とする</u> とりわけ<u>効果があると考えられる薬効（3薬効程度）</u>について、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充 <p>（注）上記の具体的な内容等は、<u>専門的な知見も活用して決定</u></p>
所得税控除	購入費用（年間10万円を限度）のうち1.2万円を超える額を所得控除	（同左）
必要な手続き	<ul style="list-style-type: none"> 取組（予防接種等）に関する書類は<u>確定申告書への添付が必要</u>（e-Taxの場合は手元保管） 医薬品購入費は明細を添付 	<ul style="list-style-type: none"> 取組に関する書類の<u>確定申告書への添付は不要とする</u>。 医薬品購入費は明細を添付（<u>取組に関する事項を明細に記載</u>）

（※）健康の保持増進及び疾病の予防への取組として以下の(1)～(5)が定められている。

- (1) 健康診査（いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの）
- (2) 予防接種
- (3) 定期健康診断（事業主健診）
- (4) 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）
- (5) がん検診

（注）改正後も、医療費控除との選択制とする。

（注）本制度の効果検証を行うため、適切な指標を設定した上で評価を行い、次の適用期限の到来時にその評価を踏まえて、制度の見直し等を含め、必要な措置を講ずる。